

ご利用の流れ

あけぼの学園で各種サービスを受けるための手続き方法

(1)問い合わせ・相談

- ↓ あけぼの学園かこども発達支援課に電話でお問い合わせください。
事業についてご説明をさせていただきます。
あけぼの学園 電話 059-325-4121
こども発達支援課（総合会館5階） 電話 059-354-8064

(2)こども発達支援課に申請（利用者→こども発達支援課）

- ↓ 児童通所支援を利用していただくためには、児童通所支援の支給決定が必要となりますので、こども発達支援課で申請してください。

(3)障害児相談支援事業所を選び契約（利用者→障害児相談支援事業所）

- ↓ サービス等利用計画を作成するために、相談支援事業所を選び契約をします。
※児童通所支援の支給決定には、相談支援事業所による利用計画の作成が必要となります

(4)障害児支援利用計画(案)を作成（相談支援専門員→利用者）

- ↓ 相談支援専門員が面接し、お子さんの状態や家庭環境、希望等について聞き取りを行い、サービス等利用計画（案）を作成します。

(5)障害児支援利用計画(案)を提出（相談支援専門員→こども発達支援課）

- ↓ 作成した障害児支援利用計画（案）をこども発達支援課に提出します。

(6)児童通所支援の支給決定を受ける（こども発達支援課→利用者）

- ↓ こども発達支援課が障害児支援利用計画（案）をもとに支給決定を行い、通所受給者証が発行されます。

(7)あけぼの学園と児童通所支援の利用契約（利用者→あけぼの学園）

- ↓ 発行された通所受給者証を持参し、あけぼの学園と児童通所支援の契約をします。

(8)個別支援計画を作成（あけぼの学園→利用者）

- ↓ どのように支援をしていくか計画を立てます。

(9)児童通所支援の開始

支援内容や日程等について調整します。